

各税法で保存が義務付けられている帳簿（国税関係帳簿）を作成する必要がある

いいえ
⇒

電子帳簿保存法の適用はありません（帳簿の保存義務はありません）

はい
↓

自己が最初の記録段階から一貫してコンピュータを使用して作成している（法4①）

いいえ
⇒

はい
↓

システム関係書類等（システム概要書や操作説明書等）の備付けがある（規則2②一）

いいえ
⇒

はい
↓

保存場所に、ディスプレイやプリンタ等（見読可能装置）を備付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できる（規則2②二）

いいえ
⇒

はい
↓

税務職員による質問検査権に基づくダウンロードの求めに応じることができる（規則2②三）（注1）

いいえ
⇒

（注1）「**優良な電子帳簿**」に該当する場合には、この要件は不要となります。

電子帳簿保存法の適用はありません（要件を満たさない国税関係帳簿については、各税法に基づいて書面で保存する必要があります）